

庁議（令和8年3月5日）結果について

- 1 開催日 令和8年3月5日（木）
- 2 場所 持ち回りによる
- 3 出席者 市長、今井副市長、津田副市長、教育長
市長室長、企画政策部長、総務部長
- 4 説明者 健康・こども部長、市民税課長
- 5 事務局 秘書課長、広報課長、財政課長、行政総務課長、職員課長
企画政策課長、政策担当長、企画政策課主査

6 付議事項

- (1) 平塚市市税条例及びアメリカ合衆国軍隊の構成員等が所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例（案）について

概要	<ol style="list-style-type: none"> 1 改正の趣旨 地方税法等の一部改正に伴い、平塚市市税条例及びアメリカ合衆国軍隊の構成員等が所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例の一部を改正する。 2 改正の概要 固定資産税及び軽自動車税に関する改正 3 施行日 令和8年4月1日
結果	審議の結果承認された。

- (2) 平塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（案）について

概要	<ol style="list-style-type: none"> 1 改正の要旨 地方税法施行令の一部改正に伴い、「子ども・子育て支援納付金課税額の上限額」及び「国民健康保険税の減額」に係る規定を整備するほか、所要の改正を行う。 2 改正内容 (1) 子ども・子育て支援納付金課税額の上限額に関する改正（第2条関係） 地方税法第703条の4第37項に規定する額（3万円）を示す内容を追加するもの。 (2) 国民健康保険税の減額に関する改正（第11条関係） 子ども・子育て支援納付金課税額の減額規定を追加するとともに、税率改定（案）に伴い軽減額を変更するもの。 3 施行期日 令和8年4月1日
結果	審議の結果承認された。

以 上